（別添１）

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和４年度）

法　人　名	日本土地家屋調査士会連合会	根拠法令名	土地家屋調査士法

（平成１５年８月１日民間法人化）

１．法人の概要

業　務　の　概　要
土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行う。 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事務を行う。

役・職員数	理事長等	理　事	監　事	職　員
常　勤	1　人	1　人	0　人	17人+契約社員１名 +嘱託社員１名　人
非常勤	4　人	28　人	3　人	0　人

２．事業

(1)運営費、補助金等

	令和４年度(A)	令和３年度(B)	令和３年度比又は令和３年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況（取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由）
総収入額	4.8　億円	4.8　億円	0億円	①　補助事業の段階的廃止
補助金等収入額（①）	0　億円	0　億円	0億円	
事業による自己収入額（②）	4.8　億円	4.8　億円	0億円	②　自主事業による自己収入の拡大等
①／②×100（%）	0　%	0　%	0%	
経常的運営費用（③）	4.9　億円	4.6　億円	0.3億円	③　その他
①／③×100（%）	0　%	0　%	0%	

(2),(3) 制度的独占の事務・事業

制度的独占となる事務・事業の有無	（有・無）	有
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	（事務・事業名）	土地家屋調査士の登録に関する事項 土地家屋調査士法人の届出に関する事項
	（理由）	昭和５８年５月２４日閣議決定された「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体的方策について」において、行政事務の簡素化等の見地から土地家屋調査士の登録事務を資格者団体へ移譲することとされた。これを受け、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和６０年法律第８６号）」により、日本土地家屋調査士会連合会において土地家屋調査士の登録事務を行うことが定められた。土地家屋調査士法人の届出に関しては、土地家屋調査士法及び土地家屋調査士法施行規則により、その事務を行うことが定められている。
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	（理由）	日本土地家屋調査士会連合会は、「土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録に関する事務を行うこと」が第一義的な目的であるため
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無）	無
	（内容）	土地家屋調査士法に定められたものであり、是正措置を講じる余地がないため
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無）	無
	（内容）	弊害がないため
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	（内容）	
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無）	
	（内容）	

(4)手数料等の徴収

手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、 算定根拠のインターネットでの公表の有無	有

名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算　定　根　拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）
登録手数料		25,000　円 円 円 円 円	（決定者）　法務大臣 （決定方法） 認可

対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有
対価を伴う自主事業の有無	無	法人における純利益額	円

(5)検査等の事務事業

法令等に基づく検査等の基準の内容	規定方法
土地家屋調査士の登録事務及び登録審査	土地家屋調査士法

(6)外注の有無

本来予定されている事務・事業の外注	無	法人の外注金額	円
外注しなければならない理由			
外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	（有・無） （内容）		

(7)事務・事業の公正性の担保措置

事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	（有・無）	有
	（内容）	会則及び同施行規則、その他会務運営に必要な各種規則・規程等に則り事業を行っている。また、ホームページにおいて事業概要等を情報公開している
役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	（有・無）	有
	（内容）	役員は、日本土地家屋調査士会連合会会則第6条の規定により、法令及び会則並びに総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行することとしている。職員に対しては日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則等において、同規則等の遵守と業務に関する守秘義務（退職後も）を課している。

３．機関

(1)役員（除　監査役員）

役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	
役員の定数	会　長　1 副会長　５人以内　人	上限と下限の幅がある場合はその幅	理事　１５人以上 ３０人以内
役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則及び役員選任規則に基づき、総会における選挙又は審議により選任している。		
役員の任期	2　年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数）　年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	

役職名	氏　　名	当初就任年月日	前　　職	前　々　職	常勤・非常勤
別紙参照					

特定企業関係者、所管官庁出身者が１/３超の場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が１/２超の場合、その比率と理由
（比率）　　%	（比率）　　97 %
（理由）	（理由）　日本土地家屋調査士会連合会会則において、土地家屋調査士会会員のうちから役員を選任することを定めているため

役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有

役員報酬の支給基準の内容	役員の退職金の決定方法
日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第2条による。 会　　長　　月額３００，０００円 副 会 長　　月額１５０，０００円 常任理事　　月額１００，０００円 理事（次長）　月額　５５，０００円 理　　事　　月額　５０，０００円 専務理事及び常務理事の役員手当及び退職慰労金の特例第2条による 専務理事　　月額６５０，０００円以内	日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第2条による。 専務理事及び常務理事の役員手当及び退職慰労金の特例第4条による。

役員会規程の有無	役員会の成立要件	役員会における議決要件
有	日本土地家屋調査士会連合会会則第10条による。理事会は会長が招集する。全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催できる。	日本土地家屋調査士会連合会会則第11条による。理事会の決議は理事会の構成員の過半数が出席し、その過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。

(2)監査役員

監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由	
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則及び役員選任規則に基づき、総会における審議により選任している。		

関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由
同一の専門資格者を構成員とする法律により設置が義務付けられた法人であり、所管庁の指導監督を受けている。	

監査役員の任期	2　年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数）　　年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	

役職名	氏　名	当初就任年月日	前　　職	前 々 職	常勤・非常勤
監事	野　城　　宏	R3.6.15			非
監事	吉　田　末　春	R3.6.15			非
監事	久　保　直　生	R3.6.15			非

監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有

監査役員報酬の支給基準の内容	監査役員の退職金の決定方法
日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第2条による。 監　事　月額　３５，０００円	日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第2条による。

(3)社団的性格の法人の総会等

総会等の成立要件の有無と内容	総会等における議決要件の有無と内容
（有・無）　有	（有・無）　有
（内容）　日本土地家屋調査士会連合会会則第17条及び第18条 ・　毎会計年度の終了後3月以内に招集 ・　土地家屋調査士会の3分の1から招集の請求があった場合	（内容）　日本土地家屋調査士会連合会会則第21条 ・　原則として、出席した総会の構成員の議決権の過半数の議決による。

法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）
（有・無）　有

	（内容）　日本土地家屋調査士会連合会会則第16条及び第19条に基づき、総会の構成員は全国の土地家屋調査士会の会長及び代議員（会員）としており、代議員は、200人以下の土地家屋調査士会にあっては1人とし、200人を超える土地家屋調査士会にあっては1人にその超える数が200人までごとに1人を加えた数としている。 日本土地家屋調査士会連合会会則第22条による。 総会の構成員は、それぞれ1個の議決権を有し、総会議事運営規則に基づき発言の機会を有する。

(4)評議員会等

評議員会等における業務実績評価の実施状況	評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容
法務大臣の認可を受けた日本土地家屋調査士会連合会会則において、評議員会等の設置を求めていないため実施していない。	（有・無） （内容）

評議員会等の構成員の役員兼任の有無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%
評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
評議員選任規程の有無		左の規程がない場合、その理由	
評議員定数		上限と下限の幅がある場合はその幅	
評議員任期	年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数）　年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無		規定の内容	

特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が１/２超の場合、その比率と理由
（比率）　% （理由）

評議員会規程の有無	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件

４．財務及び会計

(1)会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	原則として公益法人会計
(2)余裕金の運用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	（余裕金の額）　１億６，５９１万（財政調整積立金）　円 （運用方法）　銀行普通預金		
(3)長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無
	長期借入金の確実な返済計画の内容			

(4)引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）
	８，５３６万 円	（有無）　有 （理由）

(5)公認会計士監査				
	収支決算額	4.9 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由			

５．株式の保有等

(1)基金拠出又は出資	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無

(2)事業報告書への記載状況

事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が２０％以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が２／３以上となっているもの
名称		
所在地		
資本金		
事業内容		
役員の状況		
従業員数		
持ち株比率		
法人との関係		

６．情報公開

(1)法人における業務及び財務等に関する公表

	法人における業務及び財務等に関する資料の５年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
定款	有	有	有	
役員名簿	有	有	有	
組合員等名簿	有	有	有	
事業報告書・附属説明書類	有	有	有	
損益計算書又は収支計算書	有	有	有	
貸借対照表	有	有	有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	
監事の意見書	有	有	有	
事業計画書	有	有	有	
収支予算書	有	有	有	

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表

	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
定款	有		有	
役員名簿	有		有	
組合員等名簿	有		有	
事業報告書・附属説明書類	有		有	
損益計算書又は収支計算書	有		有	
貸借対照表	有		有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有		有	
監事の意見書	有		有	
事業計画書	有		有	
収支予算書	有		有	

	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（（一部のみ実施の場合も含む））
名称	有		有	
所管する部局（担当局担当課等）の名称	有		有	
主たる事務所の所在地及び電話番号	有		有	
設立年月日	有		有	
代表者の職名及び氏名	有		有	
主な目的及び事業	有		有	

(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料	有
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由
	令和４年度該当者なし	
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	無
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由
		子会社及び一定規模以上の委託先はない。

７．基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	監査役員への外部の者の登用等について基準に適合させるべく指導を行った。
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有		
	基準７(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		指導監督の実績及びその内容	
	基準７(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無			
(2)所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由	事務・事業を見直す必要がなかったため
	当該見直し結果の公表の有無		無い場合、その理由	
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由	

政策評価を活用しつつ、３～５年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	無		無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	無		無		
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性					
	その他					

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由　等）

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。
・令和４年度末において基準未適合となっているが令和５年９月１日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和４年度の状況に対して令和５年９月１日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

○　役員の在任年齢に関する規定の有無
　日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議により選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

○　監査役員の在任年齢に関する規定の有無
　日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、会員の中から総会において原則として審議により選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくく、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

○　評議員会における評価の有無
　日本土地家屋調査士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同連合会は、社団的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等を設置しておらず、全国の土地家屋調査士会長が参加する全国会長会議において、毎年業務実績等の評価を実施し、適正な業務の運営を確保しているため、別途、評議員会等による業務実績評価を実施する合理的な理由はないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

（別紙）

３．機関
(1)役員（除　監査役員）

役職名	氏　名	当初就任年月日	前　職	前々職	常勤・非常勤
会長	岡　田　潤一郎	R3.6.15		会長	非
副会長	柳　澤　尚　幸	R3.6.15		専務理事	常
副会長	鈴　木　泰　介	H25.6.19	副会長	常任理事	非
副会長	鈴　木　貴　志	R1.6.19	理事		非
副会長	野　中　和香成	R1.6.19	副会長		非
常任理事	北　村　秀　実	H29.6.21	常任理事	理事	非
常任理事	大久保　秀　朋	R3.6.15			非
常任理事	今　瀬　　勉	H29.6.21	理事	理事	非
常任理事	山　﨑　勇　二	R3.6.15		理事	非
常任理事	山　本　憲　一	R1.6.19	常任理事		非
常任理事	浅　野　裕　士	H29.6.21	理事	理事	非
常任理事	城戸崎　　修	R1.6.19	理事		非
理事	高　倉　　健	R1.6.19	理事		非
理事	菅　原　　淳	R1.6.19	理事		非
理事	川　西　昌　彦	R1.6.19	理事		非
理事	東　野　勝　一	R1.6.19	理事		非
理事	水　野　晃　子	R1.6.19	理事		非
理事	松　田　　整	R1.6.19	理事		非
理事	東　　良　憲	H29.6.21	理事	理事	非
理事	古　田　　潤	R1.6.19	理事		非
理事	久　保　智　則	R1.6.19	理事		非
理事	髙　橋　正　典	R1.6.19	理事		非
理事	西　岡　健　司	R3.6.15			非
理事	德　永　　哲	H27.6.17	理事	理事	非
理事	花　岡　　真	R3.6.15			非
理事	市　川　栄　二	R3.6.15			非
理事	松　本　忠　寿	R3.6.15			非
理事	千　葉　正　和	R3.6.15			非
理事	中　山　敬　一	R3.6.15			非
理事	濵　田　眞　行	R3.6.15			非
理事	鮫　島　　清	R3.6.15			非
理事	小比賀　　敦	R3.6.15			非
理事	權　田　光　洋	R3.6.15			非
理事	塚　原　敏　充	R3.6.15			常